

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2010-201072(P2010-201072A)

【公開日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-037

【出願番号】特願2009-52126(P2009-52126)

【国際特許分類】

A 6 1 B 3/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B	3/10	H
A 6 1 B	3/10	M
A 6 1 B	3/10	Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月29日(2012.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検者眼の眼屈折力測定データ及び角膜形状測定データを入力するか、又はこれらの測定データに加えて被検者眼の前眼部画像データを入力するデータ入力手段と、入力された角膜形状測定データに基づく角膜形状マップの画像及び前眼部の画像の少なくとも一方を表示するディスプレイと、を備える眼科装置において、

前記ディスプレイに表示された前記画像上に、眼屈折力データの乱視軸を示す第1ラインのグラフィック及び角膜形状の乱視軸を示す第2ラインのグラフィックを合成して表示させる演算・表示制御手段であって、眼屈折力データの乱視度数がマイナス読み及びプラス読みの何れであるかに基づいて前記第2ラインの表示を角膜乱視の強主経線方向及び弱主経線方向の何れにするかを決定する演算・表示制御手段を備えることを特徴とする眼科装置。

【請求項2】

請求項1の眼科装置は、眼屈折力の乱視度数をマイナス読みにするかプラス読みにするかを選択する乱視選択手段を備え、

前記演算・表示制御手段は、マイナス読みが選択されたときには、前記第2ラインの表示を角膜乱視の弱主経線方向に決定し、プラス読みが選択されたときには前記第2ラインの表示を角膜乱視の強主経線方向に決定することを特徴とする眼科装置。

【請求項3】

請求項1又は2の眼科装置において、前記第1ライン及び第2ラインを前記画像に合成して表示する第1表示モードと、角膜乱視の強主経線方向のラインと弱主経線方向のラインとを角膜形状のマップ上に同時に表示する第2表示モードと、を選択する表示モード選択手段を備え、

前記演算・表示制御手段は、選択されたモードに従って前記ディスプレイの表示を制御することを特徴とする眼科装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明は以下のような構成を備えることを特徴とする。

(1) 被検者眼の眼屈折力測定データ及び角膜形状測定データを入力するか、又はこれらの測定データに加えて被検者眼の前眼部画像データを入力するデータ入力手段と、入力された角膜形状測定データに基づく角膜形状マップの画像及び前眼部の画像の少なくとも一方を表示するディスプレイと、を備える眼科装置において、

前記ディスプレイに表示された前記画像上に、眼屈折力データの乱視軸を示す第1ラインのグラフィック及び角膜形状の乱視軸を示す第2ラインのグラフィックを合成して表示させる演算・表示制御手段であって、眼屈折力データの乱視度数がマイナス読み及びプラス読みの何れであるかに基づいて前記第2ラインの表示を角膜乱視の強主経線方向及び弱主経線方向の何れにするかを決定する演算・表示制御手段を備えることを特徴とする眼科装置。

(2) (1)の眼科装置は、眼屈折力の乱視度数をマイナス読みにするかプラス読みにするかを選択する乱視選択手段を備え、

前記演算・表示制御手段は、マイナス読みが選択されたときには、前記第2ラインの表示を角膜乱視の弱主経線方向に決定し、プラス読みが選択されたときには前記第2ラインの表示を角膜乱視の強主経線方向に決定することを特徴とする眼科装置。

(3) (1)又は(2)の眼科装置において、前記第1ライン及び第2ラインを前記画像に合成して表示する第1表示モードと、角膜乱視の強主経線方向のラインと弱主経線方向のラインとを角膜形状のマップ上に同時に表示する第2表示モードと、を選択する表示モード選択手段を備え、

前記演算・表示制御手段は、選択されたモードに従って前記ディスプレイの表示を制御することを特徴とする眼科装置。